

◇この議事速報（未定稿）は、正規の会議録が発行されるまでの間、審議の参考に供するための未定稿版で、一般への公開用ではありません。

◇後刻速記録を調査して処置することとされた発言、理事会で協議することとされた発言等は、原発言のまま掲載しています。

◇今後、訂正、削除が行われる場合がありますので、審議の際の引用に当たっては正規の会議録と受け取られることのないようお願いいたします。

○葉梨委員長 以上で山本和嘉子君の質疑は終了いたしました。

次に、階猛君。

○階委員 今の山本委員の質疑の中でありましたけれども、今回、財産開示手続でうそを言った場合の罰則を強化するということが盛り込まれているわけですが、幾ら罰則を強化しても、適用する気がなければ意味がないわけでありまして、検察の方も、しっかりとこの罰則を強化したら運用する、そのためにしっかりと捜査をする、これが絶対条件だと思えます。

ところで、森友問題で、さきの検察審査会の不起訴不当という議決は、まさに検察が捜査をいいかげんにやっていたのではないかということやうかがわれるわけです。

国民に対しては、財産開示手続でうそを言ったら罰則強化だ、ところが、国税庁の長官は、国会でうそを言っても、そして公文書を改ざんしても処罰されないということであれば、とても検察へ

の信頼は成り立たない。そして、今回の罰則強化ということについても、私も納得ができないと思っております。

ところで、その検察審査会の議決なんですけれども、多岐にわたって、多数の被疑者について、多数の行為について、不起訴不当という議決がされているわけです。私もきのう見ました、議決の要旨文。その中で、特に今回、あえて一つだけ取り上げますけれども、皆さんのお手元の資料の最後のページです。

佐川元国税庁長官が他の関係者と共謀の上、土地取引に係る決裁文書の記載のうち、総理大臣夫人に関する記載を全て削除して変造し、その写しを国会に提出したという被疑事実に関するものです。そして、検察はこれについて、有印公文書変造、同行使の罪について不起訴としたわけですが、それに対する今回の検察審査会の議決を抜粋しましたのがこれです。

まず、作成権限の有無というところでいえば、全くないとは言えない。まあ、あるということやうを言っているわけですね。そして、変造かどうかということについては、変造だということやうに言っています。

そして、その上で、佐川元国税庁長官は、直接変造したというよりは、共謀共同正犯ではないかということやうで、指揮命令を下したのかどうかというのが問題なんですけれども、ここの真ん中よりやや下を見ていただくと、被疑者佐川、国有財産行政を所掌する財務省理財局のトップであり、当時は財務省理財局のトップでした、本件行為は自

身の国会答弁に起因したものであるということやうをまず言っています。

この国会答弁というのが、まさにうその答弁だったわけですね。うその答弁を隠蔽するために、公文書の変造とか行使というのがなされていたのではないかと被疑事実なわけですから、これについて次のところ、実質的な指揮命令権を有しており、部下の供述等からしても、指示していないという本人の供述には信用性がない、こういうふうに審査会の方では認定しております。

供述に信用性がないのは当たり前で、そもそも国会答弁でうそをついたりする人ですから、自分には指揮命令を下していないという供述など信じられるわけがないわけやうでして、部下の供述は、その信用性がないという方向を裏づけるようなことを多分言っていたんでしよう。この要旨の文章からは、その具体的な中身はわかりませんが、

ということやうで、検察審査会の言っていることは、検察官ははなからやる気がないんじゃないかというやうなことで、不起訴不当だという結論に至っているわけやうですけれども、こうした検察に対する厳しい姿勢について、検察をつかさどる法務大臣として、今回の議決に対してどのような見解でいらっしゃるやうか、お答えをお願いします。

○山下国務大臣 御指摘のとおり議決がなされたということは承知しておりますけれども、個別の検察審査会の判断について法務大臣がコメントするということは差し控えていただきたいと思います。また、これは、今回の議決を踏まえて、検察当

局については、適正にその後の手続を進めるのであろうというふうに考えております。

○**階委員** 繰り返しますけれども、今回の民事執行法改正案で、うそをついたら厳しく処罰しましょうというものを掲げているわけですから、うそをついた佐川氏に対しては、厳しく捜査をして、これは公開法廷で真実を明らかにしていただきたいと思えます。そのことを法務大臣に強く申し上げたいと思えます。

本題に入ります。

質問番号二番はちよつと時間があつたらやりますので、最初に三番からお願いしたいと思います。きょうは金融庁にも来ていただいておりませけれども、今回、情報提供の対象として、金融機関の預貯金口座の内容について情報提供を求められることになっているんですが、今この低金利、マインナス金利という時代において、わざわざ銀行に預金するよりも現金で持っていますよ、ただ、現金を安全に保管するために銀行の貸し金庫を使いますよ、こういうケースは間々あると思うんです。お客さんは、貸し金庫契約に基づいて、寄託物返還請求権という債権を持っていますね。それについて差押えができるということは確定した裁判例であると思えます。

ところで、そもそも当該債務者が貸し金庫契約をしているかどうか、これはなかなかわからない。そこで、今回せつかくの情報取得手続というのを設けるのであれば、金融機関に対して、貸し金庫契約をしているかどうか、これも問い合わせさせて答えてもらう仕組みにするべきではないか、その方

が債権回収の実が上がってくるんじゃないかと思っております。

ところで、金融庁に聞きたいのが、もしそうした仕組みで金融機関に調査して、貸し金庫契約があるかないか情報提供せよといったときに、実務上は対応可能なかどうかということについてお答えいただけますか。

○**中村政府参考人** お答えいたします。

今回の法律案では、貸し金庫は第三者からの情報取得手続の対象としてはいいということでありませけれども、金融機関におきましては、これは当然のことながら、顧客との関係で守秘義務を負っている契約でありませても、開示をせよというような法律的枠組みがあれば、一定の時間軸は必要かと思えますけれども、しかるべき対応とか体制整備とか、そういうものは行っていくものだと思います。

○**階委員** だから、制度として定めればこれはできるということなんですが、実務上もですね。

そこで、法務省に聞きますけれども、なぜ貸し金庫契約については今回の情報取得手続の対象に入れなかつたのか、私は入れるべきだと思っておりますけれども、その点についての見解をお願いします。

○**小野瀬政府参考人** お答えいたします。

この法律案で情報取得手続の対象となるもの、その対象となる第三者をどの範囲にするかという点につきましては、これは、一つは強制執行の準備のために取得する必要性が高いかどうか、あるいは、その第三者の方が情報提供する体制が整っ

ているか、こういったようなことを考慮した上で、類型的にそういった情報取得を命ずることを正当化できるもの、こういったものを抽出して、個別的に規定をするということにしたものでございます。

今、体制につきましては、もし法律で決められた場合には体制を整備というお話もありませけれども、やはり、法律をつくる際におきましては、現在における管理体制といったものをやはり考慮の必要があるかと思っております。

この貸し金庫契約に関する情報の管理体制につきましては、銀行等によってやはりさまざまであると考えるとございませして、こういった第三者からの情報取得手続の対象に含めることにつきませしては、そういった体制のことを、現時点での体制を考えると、この対象とするメリットは必ずしも大きいものではないと考えられることから、今回ではこの対象にはしていないというものでございませ。

○**階委員** まず必要性和体制ということをお話しされませしたけれども、必要性については、さつき言つたとおり、あると思っております。体制については、施行開始の時期を一定程度間隔をあげればこれはいいと思つていませして、かつ、金融庁からも、実務的な観点から、制度ができれば対応しませすということだったので、これはぜひやっていただきたいと思ひませすよ。これをやらなかつたか、多くの財産の情報を取得する手続が十全には機能しませない。私は、これはやるべきだと思ひませす。

大臣にもちよつとこの点について、今の議論を

聞いていて、コメントをお願いします。

○山下国務大臣 貸し金庫に対する御指摘でございますが、今回の法案では預金債権についての情報については含めていて、貸し金庫債権については含めていないわけでございますけれども、この点について、やはり局長が申し上げたような必要性の程度、あるいはその他の執行方法について、また金融機関の体制等も総合考慮した上で今回は含めなかったということでございまして、なお執行実務等の状況も見ながら今後も検討してまいりたいと考えております。

○階委員 これをまずやるべきだということをお願いしたいと思えます。

それともう一つ、財産が隠匿される手段として仮想通貨というものが利用される、こういう懸念もあるのではないかと。実例を、きょう、二ページ目、三ページ目についておりますけれども、日経新聞の去年の六月ですね。

きのう、この事件の代理人を務められました藤井さんという弁護士さんと、夜、お話を電話でさせていただきました。

犯罪被害者の方が加害者からだまし取られた仮想通貨の代金を回収しようと思って、それで裁判で勝訴して、裁判所に仮想通貨交換会社に対する差押え命令を申し立てて差押えが認められたそうなんです。ところが、差し押さえられた仮想通貨交換会社というところが、かなり問題のある会社だったらしいんですけれども、この会社が差押えに応じなくて、本来差押えがかかれば当該債権について弁済とかは禁じられるんですが、入出金を

適当にやっていた、こういうことなんですね。差押えの効力が全く発揮されなかったということなんです。ところで、この記事の後半、次のページあたりには、会社によっては差押え命令が来たらちゃんと応じている、こういうケースもあるそうなんです。

そこで、また金融庁にお尋ねしますけれども、そもそも仮想通貨交換会社に対して、お客さんの側では、仮想通貨を預けていたとした場合に、仮想通貨そのものを、よくわかりませんが、自分の方に返せとか、あるいは仮想通貨を日本円に換金した上でその代金を口座に振り込めとか、そういう権利があると思うんですね。つまり、これも債権ですよ。この債権を差押えすることは法的にできるのかできないのか、そして差押えた場合にその効力はしっかり交換会社に及ぶのかどうか、この点について金融庁から見解をお尋ねします。

○水口政府参考人 お答えいたします。

いわゆる暗号資産の移転につきましては、いわゆる秘密鍵というパスワードが必要でございます。暗号資産交換業者が秘密鍵を管理している場合では顧客の暗号資産を移転させるということは可能でございます。その意味では差押え命令に対応することは可能であるというふうに思っております。この場合、暗号資産交換業者におきましては、通常ですが、利用規約に基づきまして差押え命令を受けた顧客によるサービスの利用を停止、解約して、顧客の暗号資産を法定通貨に換金した上で指定口座に送金するといった手続をとるといふふうには聞いてございます。

金融庁といたしましたしましては、先ほど差押命令のお話でございましたけれども、差押命令を含む民事執行制度の趣旨を踏まえまして、関係法令を適切に遵守するように、必要に応じて暗号資産交換業者に促してまいりたいと考えてございます。

○階委員 一定の場合に差押えの効力は交換会社に及ぶという趣旨だったと思えますが、そうすると、私、この仮想通貨というものもかなり今流通しているといえますか、値段が上がっているといえますか、かなりの財産額が世の中にはあるんだと思うんですね。これが、かつ、債務逃れのツールとして使われるようなことがあってはならない、こう思います。差押えができるというお話であれば、差押えをする前提として、情報取得手続の対象に、この交換会社というものも相手方に含めていいのではないかと考えております。

この点について、法務省の見解を求めます。

○小野瀬政府参考人 お答えいたします。

先ほど申し上げましたとおり、この情報提供の対象にするかどうかは、その必要性を考慮するというふうに申し上げました。その場合には、実際の債権差押えの実務においてどういったような特定が必要なのか、その特定に困難が、難しい面があるかどうかという点が問題なのかと思えます。預貯金の場合には、今、判例で、その支店を特定しなければいけないというふうになっております。ただ、恐らく、暗号資産と呼ばれるようになるようなございますが、これにつきましては、一般的に、債権の差押えの場合に、その債権の特定は、厳密に特定することまでは要求されていない

ものと承知しております。

したがいまして、こういった暗号資産につきましても、探索的な形で強制執行の申立てをするのが考えられるということでございますので、先ほど申し上げました預貯金等に比べますとこういったメリットが大きくないものと考えられることから、今回は対象にはしていないということでございます。

○階委員 要するに、情報取得するまでもなく、いきなり差押えすればいいということなんだと思うんですけども、ただ、銀行と違って、交換会社というのが、どこにどんなものがあるのかというのがよくわからないですね。

それで、例えば、金融庁さんに、ちよつと通告していませんけれども、もしわかればですけども、そういう交換会社の業界団体みたいなのがあると、これは債権者の側、特に犯罪被害に遭った方なんかにしてみると使い勝手がいいなと思うんですけども、そういう、業界団体が各加盟の業者さんに対して情報提供を求めてくださいみたいな仕組みは考え得るのかどうか。もし今の段階で何も考えていないということであれば、それで結構です、通告していませんから。コメントをお願いします。

○水口政府参考人 失礼いたします。ちよつと突然のお尋ねでございますので。

いわゆる暗号資産交換業者につきましては、自主規制機関というのが昨年十月にできてございまして。この自主規制機関の趣旨は、あくまで、資金決済法という法律の登録の場合に、資金決済業というところの法令遵守の自主規制をせよというところが趣旨でございまして、民事執行法若しくは今回の民事執行法の改正に対してどのように対応できるかできないか、若干そこは、基本的に、この法令自体が今回法務省さんの所管でございまして、そこまで自主規制機関に情報提供するというのは、今のところでは想定してございません。

○階委員 突然の質問で失礼しましたが、また後でこの点についてはちよつと御議論させていただければと思います。

最後に、今回の法改正の中で、差押禁止債権の範囲変更の申立てというのを債務者側からより使い勝手をよくしようという趣旨の変更がありますね。使い勝手をよくするというのは、ある意味、債務逃れを助長しかねない面もあると思っております。そういう濫用的な範囲変更を防ぐ、これも重要な視点なのかなと。

ところで、今回、この範囲の変更の申立てがあった場合に、民事執行法の五条で、一般規定ですけども、審尋というのができることになっていきますけれども、やはり、佐川さんじゃないですけども、うそつきが多い世の中ですから、審尋をするというのはすごく重要だと思うんですね。裁判所が審尋するのはどのようなケースなのか、教えていただきたいと思えます。

○葉梨委員長 門田民事局長、時間が来ておりま

すので、簡潔にお願いします。

○門田最高裁判所長官代理者 お答えいたします。差押え禁止債権の範囲変更の申立てがありますと、執行裁判所は、多くの場合、相手方、債務者の申立ての場合は債権者ということになりますけれども、これを審尋して、双方の生活状況その他の事情について主張、立証の機会を与えた上で決定しているものと承知しております。

○階委員 その実務を聞きますと、債務者がうそをついている場合、今、審尋の相手は債権者を想定しているわけじゃないですか。債務者がうそを言っている場合に、チェックする機能がないんじゃないですか。債務者がうそをついているかどうかというのは、何で、その申立ての書面だけでチェックするんですか。それだと危ういと思えますけれども、どうでしょうか。

○門田最高裁判所長官代理者 お答えいたします。審尋の方法としてはさまざまな方法があるかと存じますけれども、債務者、債権者という対立関係のある者から審尋で話を伺うということになりますので、債務者がうそをついている場合には債権者からの指摘等があるのではないかとというふうに思っています。

○階委員 いや、だって、債権者にしてみると、債務者の財産内容というのはほとんど知らない場合が多くて、今回、それで情報の提供の手続とかも設けているわけじゃないですか。具体的な債務者の懐事情なんか普通はわからないわけですよ。だから、債務者がうそをついているかどうか当然わかるわけがなくて、むしろ債務者にちゃんと審

尋をして、例えば、養育費の負担を免れるためにうそを言っているんじゃないか、あるいは犯罪被害者からの損害賠償を免れるためにうそを言っているんじゃないか、そういうことをチェックする必要があると思いますよ。それは重要だと思いますよ。やらないんですか。

済みません、時間をちよつと超過していますが、源馬さんの時間の範囲内で。

○葉梨委員長 では、国民民主党の時間の範囲内で。

門田民事局長。

○門田最高裁判所長官代理人 債務者の方から申立てがありますと疎明資料も出てまいりますので、それも含めて検討することになりますし、疑問があれば債務者の方に再度審尋をかけるということもあるかと思えます。

○階委員 そこで、最後の質問、法務大臣にお尋ねします。

こういうふうに債務者がうそをついている場合にチェックすることも必要なんですけれども、さつきから言っているように、世の中うそつきが多いので、審尋でうそをつく人もこれは多分にあると思うんですね。そうした場合に備えて、まさに今回財産開示手続ではうそつきの人の罰則を強化しているわけですが、こうした審尋でうそをついた場合にも罰則を設けるべきではないかと思えます。この点について、大臣の答弁を求めます。

○山下国務大臣 民事手続においては、例えば民事訴訟の当事者尋問において、当事者が宣誓の上

で虚偽陳述をした場合でも、刑事罰の対象とはされておられません。そしてまた、現行の民事訴訟法においても、当事者が手続の過程で虚偽の主張をしたとしても、そのみで当事者を処罰することとはしておりません。これは、当事者の主張、立証がなされる中で、裁判所が客観的な第三者として判断するという構造の場合において、当事者が宣誓の上で虚偽の陳述をした場合でも、必ずしも直ちに刑事罰を発動するということはしていません。というふうに考えております。

他方で、御指摘のあった今回の法案改正につきましては、陳述について刑事罰により担保しているのは、これは必ずしも主張、立証が当事者同士でなされないというふうな構造もございまして、その陳述の真实性を刑事罰により担保することが必要なものに限って刑事罰を科するということにしたものでございまして、そのため、今回は、差押え債権の範囲の申立て、これは当事者同士で主張、立証するというところでございますので、これについては刑事罰の対象とはしなかったというところでございます。

○階委員 理論的にできないということではなくて、民事執行法二百五条一項一号には、審尋のときにうそを言った人を処罰する罪も設けられています。今の答弁もちゃんと精査して、引き続き議論をさせていただきたいと思います。

終わります。以上です。